

▲ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

(テスト)東久留米市 空き家等実態調査アンケート

下記のフォームにご入力をお願いします。

アンケート記入にあたってのお願い

本アンケートは、令和7年中に市が目視で確認した「日常的に人が居住していないと思われる住宅」を対象としています。

- アンケートの趣旨をご理解のうえ、ご回答ください。
- ご記入は、あて名のご本人もしくはご親族にてお願ひいたします。

Q1. 「お知らせ」に記載されている【管理番号】を入力してください

必須

5~6桁の数字を入力してください 必須

000000

Q2. この建物について教えてください 必須

該当するチェック欄に□をつけてください。 必須

- この建物に日常的に人が居住していない（空き家）
- この建物に日常的に人が居住している（空き家ではない）
- この建物は売却済みまたは解体済み（予定を含む）
- この建物に心当たりがない

Q3. 本アンケートの回答者について教えてください※可能な範囲でご回答ください

氏名

▲ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

U / 64

U / 64

住所

郵便番号

都道府県

0 / 8

市区町村

番地

0 / 64

0 / 64

マンション・部屋番号

0 / 64

電話番号

電話番号

0 / 15

メールアドレス

メールアドレス

メールアドレス（確認）

0 / 128

0 / 128

回答者と当該建物の関係について

- 所有者・共有者
- 管理者
- 所有者等の親族
- その他

Q4. この建物の所有者の方の年齢について、共有者の方も含めて教えてください 必須

いくつでも選択可○ 必須

40歳未満

40~49歳

▲ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

- 60～69歳
- 70～79歳
- 80歳以上
- 亡くなっている
- わからない

Q5. この建物に、日常的に人が居住しなくなつてから、どのくらい経ちますか 必須

1つだけ 必須

- 1年未満
- 1年～2年
- 3年～5年
- 6年～10年
- 11年～20年
- 21年以上
- わからない

空き家となった理由をお聞かせください

Q6. この建物が「空き家となったきっかけ」は次のどれに該当しますか。 必須

いくつでも選択可 必須

- 居住していた方（元所有者等）が亡くなつた（相続人が決まっていない）
- 相続により取得したが、居住する住宅が既にある
- 家庭の事情などによる転居

▲ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

- 一時的退去（建て替えなど）
- わからない
- その他

空き家のままである理由をお聞かせください

Q7. この建物が、「空き家のままである理由」は次のどれに該当しますか 必須

いくつでも選択可 必須

- 不動産流通（売買・賃貸）や費用（増築・修繕・取り壊しなど）の問題がある
- 法令制度（固定資産税増額・建築基準法の再建築不可など）の問題がある
- 相続や権利者（建物・土地の所有者が異なる）などの問題がある
- 利用する見込みがある
- 特に問題が起きていないので、今まにするつもり
- 特別な理由は無い
- わからない
- その他

近隣の方との状況についてお聞かせください

Q8. この建物の近隣にお住まいの方に、緊急連絡先を伝えていますか 必須

1つだけ 必須

▲ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

空き家でお困りの点、心配していることをお聞かせください

Q9. 建物でお困りの点や、今後を考える上で「心配していること」はありますか ※いくつでも選択可○

維持管理について

- 遠方に住んでいるため、頻繁に来ることができない
- 年齢や健康上の理由で、頻繁に来ることができない
- 定期的な管理を頼める人がいない
- 業者に見回り等を頼みたいが、費用が無い
- 業者に建物の修繕を頼みたいが、費用が無い
- 権利者が複数いて、維持管理が進められない
- 近隣や通行人等から苦情が寄せられている

家庭事情について

- 戻って住みたいが、事情により不在が続く

税金や所有権について

- 固定資産税など税制上の負担が増すため、取り壊しが難しい
- 建築基準法の接道義務のため、建て替えが難しい
- 相続の手続き（登記など）が済んでいない
- 親族の間で、相続や相続分についての話がまとまらない
- 建物と土地の所有者が違う
- 権利者が複数のため、今後の利用について話がまとまらない

▲ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

□ 建物の傷みや設備の古さのため、住むには不便である

□ 最寄り駅や買い物先、病院などの距離が遠く、不便である

□ 建物の近隣にお住まいの方との人間関係がうまくいっていない

空き家に関する制度について

Q10. 空き家に関する制度などについて、知っている（利用したことがある）ものはありますか

いくつでも選択可○

- 東久留米市の空き家に関する無料相談窓口（専門家相談※協定団体）
- 東久留米市空き家バンク ※登録物件募集中！
- 東京都 空き家ワンストップ相談窓口
- 被相続人居住用家屋等確認申請（相続した空き家を売却した場合のみ）
- 知らない・わからない

Q11. 備考欄

その他記載事項があれば、ご記入ください。

0 / 60000

▲ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

ご協力ありがとうございました。

→ 確認画面へ進む

入力内容を一時保存する

Powered by LoGoフォーム - © TRUSTBANK, Inc. [利用規約](#)